毒物及び劇物取締法における廃棄の方法に関する基準体系図

毒物及び劇物取締法第 15 条の 2

毒物劇物又は施行令第38条に定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

法律

政令

毒物及び劇物取締法施行令

- 〇毒物又は劇物を含有する物(第38条)
- ・無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物
- ・塩化水素、硝酸、硫酸、水酸化カリウム、又は水酸化カリウムを含有する液体状の物
- 〇廃棄の方法(第40条)
- (1)中和等の方法により、毒物劇物及び施行令第38条に定める物のいずれにも該当しない物とすること
- (2)ガス体又は揮発性の物は、保健衛生上の危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること
- (3) 可燃性の物は、保健衛生上の危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること
- (4)前各号により難い場合の措置

局長通知

〇毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準(その1~その10)

その 1:昭和 50 年 11 月 26 日付薬発第 1090 号

その 2: 昭和 52 年 12 月 8 日付薬発第 1416 号

その 3:昭和 56 年 3 月 31 日付薬発第 330 号

その 4: 昭和 60 年 4 月 5 日付薬発第 373 号

その 5:昭和 62 年 9 月 12 日付薬発第 782 号

その 6: 平成 3 年 3 月 6 日付薬発第 259 号

その 7: 平成 4 年 12 月 7 日付薬発第 1192 号

その8:平成6年3月14日付薬発第232号

その 9: 平成 7 年 3 月 16 日付薬発第 246 号

その 10: 平成 8 年 3 月 15 日付薬発第 252 号

通知